

平成28年第5回大玉村議会定例会会議録

第9日 平成28年9月16日（金曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 松 本 昇	2 番 遠 藤 勇 雄	3 番 本 多 保 夫
4 番 鈴 木 康 広	5 番 押 山 義 則	6 番 武 田 悦 子
7 番 鈴 木 宇 一	8 番 佐々木 市 夫	9 番 佐 原 吉太郎
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 菊 地 利 勝	12 番 遠 藤 義 夫

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長	押 山 利 一	副 村 長	武 田 正 男
教 育 長	佐 藤 吉 郎	総 務 部 長	鈴 木 幸 一
住民福祉部長	菊 地 平一郎	産業建設部長	舘 下 憲 一
教 育 部 長	菅 野 昭 裕	総 務 課 長	押 山 正 弘
政策推進課長	中 沢 武 志	税 務 課 長	熊 耳 倉 吉
住民生活課長	安 田 春 好	健康福祉課長	溝 井 久美子
再生復興課長	渡 辺 雅 彦	産 業 課 長	菊 地 健
建 設 課 長	伊 藤 寿 夫	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中 沢 みち子
農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	押 山 美奈子	教育総務課長	武 田 幸 子
生涯学習課長	後 藤 隆	代表監査委員	甲野藤 健 一

4. 本会議案件は次のとおりである。

議案審議

質疑・討論・採決

議案第51号 大玉村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第52号 大玉村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

議案第62号 平成28年度大玉村一般会計補正予算について

議案第63号 平成28年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第64号 平成28年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について

議案第65号 平成28年度アットホームおおたま特別会計補正予算について

議案第66号 平成28年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第67号 平成28年度大玉村介護保険特別会計補正予算について

議案第 6 8 号 平成 2 8 年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第 6 9 号 平成 2 8 年度大玉村水道事業会計補正予算について
委員会付託事件（平成 2 7 年度歳入歳出決算認定議案）の委員長審査報告
委員会委員長審査報告に対する質疑

議案の討論・採決

議案第 5 3 号から議案第 6 1 号まで

- ①議案第 5 3 号 平成 2 7 年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について
- ②議案第 5 4 号 平成 2 7 年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ③議案第 5 5 号 平成 2 7 年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- ④議案第 5 6 号 平成 2 7 年度アットホームおおたま特別会計歳入歳出決算認定について
- ⑤議案第 5 7 号 平成 2 7 年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ⑥議案第 5 8 号 平成 2 7 年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- ⑦議案第 5 9 号 平成 2 7 年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ⑧議案第 6 0 号 平成 2 7 年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ⑨議案第 6 1 号 平成 2 7 年度大玉村水道事業会計歳入歳出決算認定について

常任委員会付託事件（請願・陳情）の委員長審査報告

審査報告に対する質疑・討論・採決

閉会中の継続調査申出について

（１）議会運営委員会

追加議案審議

議員発議第 4 号 臨時国会で T P P 協定を批准しないことを求める意見書について

議員派遣の件について

閉会中の継続審査申出について

（１）総務文教常任委員会

閉会中の継続調査申出について

（１）総務文教常任委員会

（２）産業厚生常任委員会

（３）議会運営委員会

５．本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 作田純一、書記 矢崎由美、杉原仁、佐藤雅俊

会 議 の 経 過

○議長（遠藤義夫） おはようございます。出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

○議長（遠藤義夫） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫） 日程第1、議案第51号「大玉村固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第51号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫） 日程第2、議案第52号「大玉村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について」を議題といたします。

質疑を許します。7番。

○7番（鈴木宇一） 本条例は、いわゆる地方再生法の改正だということで、活力向上というような名目でなされているようでございますが、ここでいう地域内を地名、地番で特定するということなんですが、本村の場合どのエリアがこの該当エリアになるのか、まずお尋ねしておきたいと思います。

それから、下の枠内の上段、下段、「17条の2第1項第1号と第1項第2号に掲げる」とありますが、通常だとこの税率は100分の1.4が通常の税率かと思うんですが、この上段、これは家屋を指しているのかどうか、下は土地なのかどうか。まず、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（遠藤義夫） 税務課長。

○税務課長（熊耳倉吉） 7 番議員さんにお答えいたします。

本条例での地域、地名、地番で特定されているエリアについてでございますが、これにつきましては、福島県の地域活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクトといった計画の中に、市町村別に地名と地番と一覧ということで掲載されております。本村でいいますと、大山字向原地区の全て、あとは大山字東、大山字仲江、大山字壇、あとは堂ヶ久保、ほぼ本村全域と考えていただいてもよろしいかと思います。

引き続きまして、条例の税率の上段、下段の質問でございますが、まず上段の法 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業ということなのですが、これはタイプが 2 つございまして、こちらのほうは移転型といいまして、東京 23 区に本社を置く事業所が移転してきた場合に適用される税率で、初年度がゼロで、2 年目が通常の 4 分の 1、3 年度目が 2 分の 1 ということになります。下段の 2 条 1 項第 2 号に掲げる事業というのは拡充型と言われるもので、東京 23 区以外の都市圏から移転してきた場合、あるいは本県内に本社を有する会社はその規模を拡大した場合に適用されることとなる固定資産税について規定しているもので、初年度ゼロ、2 年度目が通常の 3 分の 1、3 年度目が 3 分の 2 ということで、上段の東京 23 区から移転したもののほうが、やや優遇される形での制定となっております。

以上です。

○議長（遠藤義夫） 7 番。

○7 番（鈴木宇一） ありがとうございます。

先ほどの説明だと、大山向原、仲江、壇地区と、ほぼ 4 号線のエリアかなと。しかしながら、本村全域だということなのですが、この理解がちょっとわからないんですが、本村全域というと安達太良山の麓までになっちゃうんですね。そういうところに東京 23 区の企業が果たして来るのかどうか、ちょっとわかりかねるんですが、もう一度その点をお尋ねします。

それから、上段、下段についてはわかりました。これは家屋、土地含めての話であって、23 区の移転型と 23 区以外、以外ということは全国だということですね。全国の企業が来た場合には下段ですよということで。むしろ東京からの企業が移転した場合には優遇されるということですね、税率を見ても。そういうことかなと思うんですが。現在、可能性としてどうなんでしょうか。例えば、うちの村には大型 P L A N T - 5 がございますが、本社機能は全部、福井県坂井市だと思うんですね。この本店、支店、営業所というのは企業には必ずあるんですが、大玉 P L A N T の場合はこれはどういう位置づけなんでしょうか。支店なんですか、営業所なんですか。それから、申告税務署管内は恐らくないと思うんですが、二本松エリアなのかどうなのか。これは本店が向こうだからあり得ないと思うんですが、その辺についてお尋ねします。

○議長（遠藤義夫） 税務課長。

○税務課長（熊耳倉吉） 7 番議員さんにお答えいたします。

先ほど、本村全域と申し上げましたけれども、4 号線沿線を中心としたエリアというふうに訂正させていただきます。

続きまして、この条例に基づく進出の予定なんですけれども、現在のところ、これは話はございませんで、県内でも同じような条例を制定し始まっているところがございまして、8月の末ごろに須賀川市のほうで制定の新聞記事がありまして、その中には、今回の本村の条例と同じような条例とセットで何か奨励金を出すというような新聞記事も出ておりました。

あと、P L A N Tの件だったんですけれども、今回この条例の適用を受けるためには、先ほど申し上げました福島県地域活力向上地域特定業務施設促進プロジェクトという内閣府から県が認定を受けました内容に適合する事業者を対象とするわけなんですけれども、この認定事業者が受けられる、いわゆる特定業務施設というもののなんですけれども、基本的には本社機能ということなんですけれども、これにつきましては、いわゆる情報処理部門とか研究開発部門といったことが規定されておりまして、工場や店舗は対象外というような規定になっております。

以上です。

○議長（遠藤義夫） ほかにございませんか。5番。

○5番（押山義則） 改めて伺いたいんですが、この地方活力向上地域、この内容を詳しく知りたいのと、この適用の中で「復興産業集積区域における」とありますが、復興産業集積区域、これ村の計画の中で何の区域指定と重なるのか、もしも重なっていたらそういうものについて伺いたいと思います。その2点。

○議長（遠藤義夫） 税務課長。

○税務課長（熊耳倉吉） 5番議員さんにお答えいたします。

こういった復興地域等に係る課税免除あるいは不均一課税といった条例ですが、何本かあるんですけれども、基本的にはエリアというものがほぼ重なるような形になっております。それぞれ認定されるために、県のほうでつくっております計画に適合する事業者がそれに手を挙げて認定を受けた場合に、それぞれ申請をすると。どれが有利かというようなことは事業者のほうの判断で、どの優遇を受けるかは事業者の判断になるということでございます。

以上です。

○議長（遠藤義夫） 税務課長。

○税務課長（熊耳倉吉） 5番議員さんにお答えいたします。

この地方活力向上地域ということなんですけれども、首都圏等から企業を地方に移転し雇用の拡大等を図って地域を再生していこうという地方拠点強化税制の一環として創設された制度でございます。

○議長（遠藤義夫） 5番さん、わかりましたか。総務部長。

○総務部長（鈴木幸一） 5番議員さんにお答えします。

村の計画と整合する部分があるかという質問でございますが、特に村の復興計画とかそういうものと整合するものはございません。先ほど税務課長から答弁あったように、地方再生法に基づく、いわゆる都市圏から地方に拠点を移した場合の税制の不均一課税ということで、地方再生に基づく税制ということでご理解いただきたいと思います。

ます。村の計画とは特に整合する部分はございませんが、今回この地方税の不均一の軽減をやった場合は、交付税で措置されるという部分もございますが、村の直接的な計画とは整合性はございません。

以上でございます。

○議長（遠藤義夫） 5 番。

○5 番（押山義則） 改めて確認したいんですが、この地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税というのは、もしもあった場合のために設定しておくという条例なんですか。それだけ 1 点確認しておきます。

○議長（遠藤義夫） 総務部長。

○総務部長（鈴木幸一） 5 番議員さんにお答えします。

地方再生法に基づく、都市部から大玉村に移転してきた場合を想定して条例を制定するもので、特に現在はそういう対象はございませんが、移転した場合を想定して条例を制定するものでございます。

以上です。

○議長（遠藤義夫） ほかにございませんか。ないですか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 52 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫） 日程第 3、議案第 62 号「平成 28 年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。10 番。

○10 番（須藤軍蔵） 14 から 16 ページなんですけれども、14 の一番下、災害対策から、あと 16 ページなんですけれども、いわゆる牧草地の土壌分析について。前にソバもやったと思うんですけれども、それと同じなのか。それと、どういう検査機関に出して、そしてその結果、成果品といいますかね、そういうものは当然バックされと思うんですけれども、我々素人が聞いたからといってわかるかと言われてもそれ

は難しいんですけれども、大筋の流れというのはつかめると思うんで、ぜひそういうものが来た場合についての報告なり、あるいはこういうふうになったよというお知らせはひとついただきたいというふうに思います。どういう検査機関でやるかということとであります。

それから、ページ18の老人福祉の介護ロボット関係、大体のお話は承ったんですけれども、名前が介護ロボットの場合には、具体的にはこういうものですよというのがあると思うんですよね、実際問題として。ロボットを入れるのには、この錢では入れられないんで、この機会にどういうものを入れるんだという説明を、まずその2点をお尋ねしておきます。

○議長（遠藤義夫） 産業課長。

○産業課長（菊地 健） 10番議員さんにお答えをさせていただきます。

14ページから16ページにかけましての災害対策費の④農業関係除染対策に関する中の牧草地の土壌分析の件でございます。この件につきましては、現在、畜産業を営む方、60戸あるわけなんです、そこを対象にカリを配布していると。前の質問のところにもございましたとおり、カリ過剰になるということで散布量を控えながら自宅に保管している方もいると、そういう実態を踏まえまして、牧草地の土壌分析を行うということで今回補正計上させていただいたものでございまして、JAのほうに業務を委託してございます。

JAのほうでは、各圃場から1カ所当たり5点ほど土を採取しまして、これを混ぜて一つの検体をつくると。それを、田村市の片倉チッカリンという分析を業務とする会社がございまして、そちらのほうに分析を委託すると。その結果をまとめて村のほうに報告をいただくという流れになってございます。その報告をいただいた上で、各、カリを配布している対象農家に対しまして、その分析結果をもとに、来年も同じような事業が続くと思われますので、まず配布の希望の有無、もしくは少なくともいいよと、そういった聞き取りをしながら調整をしていきたいというふうなことで考えてございます。

以上でございます。

○議長（遠藤義夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（溝井久美子） 10番議員さんにお答えいたします。

介護ロボットの件ですが、これは国の事業で、介護サービス事業者が介護従事者の負担軽減を図ることを目的に経費の一部を助成する事業になっております。今回は、陽だまりの里で入居者がベッドから転落するなどを見守るためのシステムの導入費となっております。このほかに、介護者が装着するようなものもありますので、一応報告しておきます。

○議長（遠藤義夫） ほかにございませんか。5番。

○5番（押山義則） 何点かお伺いいたします。

まず、15ページのコンシェルジュデスク利用料、これは当初7万1,000円だったんですが2万6,000円、この追加の理由、これ単純に伺っておきます。

それから、その下段で光ケーブルの移設であります、これ内容によっては原因者負担になるようなものなのですが、今回、住宅建築に伴うとありますが、今回の補正の計数はこういった内容でこの負担になるのか伺っておきます。

それから、その下段の芝生管理に関する経費の中で、当初、委託料四百何万幾らか計上されているんですが、備品購入150万、これ何をどこで利用するための備品なのか伺っておきます。

それから、その下段の定住促進住宅団地造成事業交付金900万、何区画で事業者数はどのようにになっているのか伺います。

それから、次のページ、17ページお願いします。

17ページの人間ドック事業、これも当初253万何がしだったんですが、補正で118万、この理由。これは申し込みが追加になったものなのか、そのことについて改めて伺っておきます。申し込み者数、掌握されておりましたらよろしくお願いします。

それから、先ほども質問ございました介護ロボット導入支援事業、居宅老人などの対策に関する経費とありますが、この中で言っている居宅老人、これはあくまでもそういう施設とか何かなのか、その居宅老人の解釈のあり方、例えば個人住宅も居宅ですから、ただ陽だまりの里も住所移していますから居宅になっているのかなと思うんですが、その辺の居宅老人というものの解釈のあり方、ちょっと説明願いたいと思います。

それから、21ページをお願いします。

村立外保育施設通所児童保育料軽減対策金864万、それから、その下段の在宅子育て応援交付金、それぞれの対象者数と内訳、内容も含めましてお願いいたします。

それから、23ページをお願いします。

二酸化炭素排出抑制対策事業業務委託料906万7,000円、これ改めて内容の説明と、これで言っている公共施設とは何なのか、また、これの委託先はどういうところとどういった内容で委託されるのかお伺いいたします。

それから、23ページの営農法人組織支援事業補助であります。これ一般質問の中でもちょっと触れましたが、今回、村長の答弁の中で、県補助の可能性もあり得るといようなことを伺いました。今回の補助内容も含めまして、例えばこれが県の補助、該当したり、受けられるようになった場合の補助率とか何かはどのように掌握されているのか確認のため伺っておきます。

とりあえず以上お願いします。

○議長（遠藤義夫） 総務課長。

○総務課長（押山正弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

まず、15ページでございます。コンシェルジュデスク利用料になりますけれども、これにつきましては、まず財務関連の法律情報、さらにQ&A用語解説、国からの通知文、そのほか行政実例やそういったものに関します財務事務に関します豊富なデータ、こういったデータをインターネットの専用サイトで利用可能となりますライセンス

ス料でございます。月額4,320円の今回は6カ月分を計上させていただいております。

続きまして、光ケーブル移設工事関係でございますけれども、先ほど議員さんのほうからお話がありましたとおり、事業者に関しましては自己負担と、原則そういった形で進めますが、個人住宅関係につきましては、それぞれ自治体負担ということで、今回2軒分でございます。1軒は大山字大江田中地内の住宅開発に関します分、さらに大山の大畑地内、合計2カ所の移設に係る費用関係を計上させていただいております。

さらに、芝生管理に関する経費でございますけれども、これに関しましては、現在、商工会のほうには今までの学校関連を委託をしております。今回、計上しました芝生の備品につきましては、常用芝刈り機1台を計上させていただいております。これを購入しまして、対象としましては改善センターの運動場、さらに災害公営住宅にございますコミュニティ広場、この2カ所を、基本的に商工会委託ではなく村直営方式で実施を検討しております。これにつきましては、3月にいただきました予算審査特別委員会の報告書、ここで経費の節減を図ってくれというふうなご意見をいただいておりますので、この備品購入によりまして経費の削減に努めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤義夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（中沢武志） 5番議員さんにお答えいたします。

14ページ、6、企画費の定住促進対策に関しての区画数と事業者数でございますが、区画数は1事業者が26区画、もう1カ所が12区画、合わせて2事業者になってございます。ただし、この交付事業、10区画上限でございます。

以上です。

○議長（遠藤義夫） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 5番議員さんにお答えいたします。

17ページ、国保特別会計に要する経費の繰出金、人間ドック事業の118万4,000円の計上でございますけれども、こちら後ほど国保特別会計補正のほうにも連動してきますが、平成27年度で受診率が35.9%と前年度より3.5ポイント伸びております。今年度、27年度の実績に加え、今年度の伸びを見込んで計上したものでございます。

以上です。

○議長（遠藤義夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（溝井久美子） 5番議員さんにお答えいたします。

居宅老人等ということで、居宅というのは自宅にいる方、あとは施設等を利用している方、あとデイサービス等も利用している方等をいいます。

以上です。

すみません。21ページの村立外保育施設の交付金の関係ですが、これは大玉村以

外で保育施設を利用している保護者に対して待機児童解消と保護者の負担軽減を図る目的で、入所している保育施設の保育料と仮に大玉村の保育所に入所した場合に係る保育料の差額と交付上限5万円を比較して少ないほうの額を助成するものです。人数的には、今、待機が概算で今後予想される人数も含めて40人弱としまして、その半額を計上しております。

あと、在宅子育て応援交付金ですが、こちらは在宅で養育している保護者に対しまして、子育て応援としまして生後6カ月から1歳までの子どもを対象に月額1万円を助成するものです。人数は71人を予定してまして、6カ月で1万円の予算計上となっております。

以上です。

○議長（遠藤義夫） 再生復興課長。

○再生復興課長（渡辺雅彦） 20ページから23ページにかけましての二酸化炭素排出抑制対策事業でございますけれども、こちらにつきましては、カーボン・マネジメント体制整備に向けた調査・検討に係る経費でございまして、村の公共施設においての省エネ診断を行い、どこにどのような設備投資をすれば二酸化炭素排出抑制に効果があるかを診断・検討いたしまして、排出削減量及び対策目標を設定するための事業でございまして。こちらが内容となります。公共施設なんですけれども、小学校、中学校、学校関係の施設、あとアットホームおおたま、村民プール等村の公共施設が対象となっております。もう一つが、委託先なんですけれども、環境保全関係のコンサルタントに委託する予定でございまして、一般入札を予定しております。

以上でございます。

○議長（遠藤義夫） 産業課長。

○産業課長（菊地 健） 5番議員さんにお答えをさせていただきます。

23ページの農業振興に要する経費の中での営農法人組織関係でございまして、現在のところ、事業費の3分の1で上限1千万ということで考えてございます。さきの答弁の中での県の補助とか国の補助、これ受けられる見込みも今、可能性としてあるというような中身での質問でございまして、現在、要綱作成中で、今後こういった形にしていこうかというのも含めて確定をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（遠藤義夫） 5番。

○5番（押山義則） 1点だけ確認させていただきたいんですが、この二酸化炭素排出抑制対策事業の中身であります。結論として委託されまして調査して、今後こういったものに発展して、こういった事業に結びついていくのか、そしてどんな効果が得られるのか、改めて中身について伺います。

○議長（遠藤義夫） 再生復興課長。

○再生復興課長（渡辺雅彦） 5番議員さんにお答えいたします。

今回につきましては、二酸化炭素抑制のためのまず調査段階になります。こちらの

調査をもとに、どの施設にこういった設備投資をすれば二酸化炭素の排出抑制につながるかということを調査いたしまして、その結果をもとに関係機関等と協議しまして、来年度以降、事業を進めるようであれば、来年度に改めて事業承認の申請をすることとなります。最大で3年の継続事業になりまして、補助額の上限はございませんけれども、いろいろな要件により補助割合が決まっております、大玉村においては3分の2の補助額となっております。要は、施設にこういった設備投資、LEDとかボイラー改修とか、そういった設備投資をすればどのくらいの抑制につながるかというのを今回、検証してまいります。

以上でございます。

○議長（遠藤義夫） ほかにございませんか。6番。

○6番（武田悦子） 29ページの上段、⑭の雪上体験に要する経費、今回、補正で計上されておりますが、これは補助金、インストラクター分のみだったように記憶していますが、これがなくなったから補正ということになったのでしょうか。この間、中学3年生の福大とのいろいろそういう事業とか、そういうのも補助金がだんだんなくなってくるというようなことに向かっているように思いますが、補助金がなくなっても、ぜひ継続していただきたい事業だというふうに思っているんですが、雪上体験事業も含めてその方向性もお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤義夫） 教育部長。

○教育部長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

小・中学生の雪上体育体験に要する経費であります。お尋ねのように28年度におきましては、昨年度まで使っておりました安心・安全対策支援事業、こちらのほうの財源措置がなくなったところでございます。さまざまな角度で近隣町村の市の動向等も鑑みまして、今回、村単独での補正という形で計上をさせていただきました。今後につきましても、財源等を探すことはもちろんでありますけれども、継続して実施をしていきたい、小・中学生にとって大変有効な事業であるというふうに考えておりますので、そのような形で考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（遠藤義夫） ほかにございませんか。教育部長。

○教育部長（菅野昭裕） 答弁漏れございました。大変失礼いたしました。

中学3年生対象にいたしましたサマーチャレンジ事業であります。これについては、ふくしまっ子体験応援活動、これについては現時点では来年度等の打ち切り、減額等の情報は流れてございません。引き続き有効に活用しながら継続して、その事業についても取り組んでまいりたいというふうに考えております。失礼いたしました。

○議長（遠藤義夫） ほかにございませんか。2番。

○2番（遠藤勇雄） 21ページの保育施設の確保に要する経費、いわゆるこの委託料200万、保育所の増設工事等設計業務委託料であります、200万であります。まず、これの今後のスケジュール、いつまでにこれを、例えば来年の4月以降にスタートするというような話なのか、そのスケジュール関係。

それから、この補正に当たってですけれども、やっと動き出したのかなというふう

に考えておりますけれども、これできれば、私考えるのは、もう少しこの計上について早く計上できなかったのかなというふうな思いをしております。例えば、今年度の当初予算にでもこの委託料については、やればできる予定ではなかったのかなと思っております。事由としては保育士の不足というのがあるかもしれませんが、これが最短距離の村での対応なんだということであればいいんですが、その辺の内容について、これが最短だという理由についてお聞かせいただければと思います。

それから、もう一つですが、関連しますけれども、幼稚園3年保育の増築があります。今回の委託料がありますけれども、これ村長に伺いますが、最初、去年の9月の一般質問の、この保育所の待機児童解消については幼稚園3年保育が、これが解消の一番のキーなんですと、そういうふうなお話があったかと記憶しているんですが、その後、今年6月に入りますと、幼稚園3年保育はあくまでも大玉村教育ビジョンに基づく幼児教育であって、解消とはこれは別なんですと、幼稚園3年保育は解消にもつながることにはなりますが、それが主流ではないというお話です。

なぜ申し上げましたかといいますと、今回この両方、これからスタートするわけですから、3年保育も基本設計ということでスタートすることなので、その基本的な両施設のやっぱり考え方を私も整理しておきたいと思ひまして質問いたします。よろしくをお願いします。

○議長（遠藤義夫） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（菊地平一郎） 2番議員さんにお答えをいたします。

21ページの保育所増設工事等の業務委託料関係でございますけれども、これにつきましては、現在の包括支援センターの1室、ここにゼロ歳児専用の保育室を改修で設置したいというようなことで設計委託料を計上をさせていただいております。今回の補正で設計、委託をしまして、年度内に改修工事を終了させ、4月からは、保育士の採用関係もございまして、4月から受け入れを図っていききたいというような考え方でございます。

当初でできなかったかというようなご質問でございますけれども、この待機児童に関しましても一時的な待機児童というか応募数がふえたものかというふうな検討もございましたし、新たに保育所を設置してはどうかというような検討もいたしました。それで、今後の入所の見込み数、これもなかなか想定するのが難しいというような状況もございまして、いろいろと検討した中で、残念ながら今の時期になってしまったというような経過でございます。ただ、来年度からは、ゼロ歳児専用として開始したいということですので、保育士の確保についてさらなるご協力をお願いいただければと思います。

○議長（遠藤義夫） 村長。

○村長（押山利一） 2番議員さんにお答えをいたします。

幼稚園の3年保育が保育所対策だと、100%保育所対策であるというふうに言った記憶はございません。これは、3歳児保育が保育所の待機児童解消の一部効果はあるかもしれないということは、当然これは期待をしております。今でも期待はしてお

ります。ただ、この前言ったように、今、待機児童は3歳児は5名ですので、大きく改善をするということではありません。あくまでも大玉村は子育て支援の村ということで、3歳保育をして早目に幼児教育を始めるというのが幼稚園の考え方と、3年保育の考え方でございます。

それから、今、部長が言いましたように、いろいろ検討しました、今まで。小学校を使って、5歳児を小学校に入れることができないかと、空き教室を使えないかという検討も、これは建築費がかからないで改造等でできますので、最善の策だということで大分時間をかけて検討してまいりましたが、やはり大山小学校のほうで、やはり空き教室がなくなる年が1年だけあるということで、そのときにプレハブを建てるというわけにもまいりませんので、いろいろ多方面から検討した結果、小学校の利用についてはちょっと無理があるということで諦めて、それから、じゃ幼稚園のほうの増築というようなことも考えながら、幼稚園のほうについては進めてきて、教育長から答弁が、一般質問でありましたように、3年保育の開始時期については教育委員会としては30年の4月1日からという、想定よりも1年後ということのそういう検討結果がありますので、これから話し合いをしながら、最終的にはできれば9月いっぱいぐらいで決定をしたいというふうに考えております。

保育所については、先ほど部長のほうからもあったように、なぜ今かということにつきましては、保育士の確保が難しい、増築しても預け入れができるのかという問題も現実的にありますし、保育所を新たにもう1カ所つくった場合はどうだという検討も内部でしました。ところが、大変な何億という経費、經常経費もこれ毎年、2カ所になりますとやっぱり倍になるんですね。同じ人数預かってもしっかり6割、7割増しになってしまうということで、とても大玉村の人口規模、財政規模では2つの幼稚園を直営でやるのは無理だという結論になりました。じゃ、しからばどうするかということで、保育所の上のあたりにもう少し増築できないかという検討をしました。でも、今ある包括支援センターを改修をして使えないかと、わずかな距離です。

そういうことのいろいろ財政も考えながら、保育士の確保等も考えながら検討してきた結果が今回の結論に至ったということです。ある面からいうと最速で今回出させていただいて、3月までには改修を終えて、4月から預かると。そして複数の保育士を新たに採用すると、職員として採用するという決断をさせていただきました。村にとっては大変な財政負担になりますが、これやはり大玉村の子育て支援を重点的に投資していくという方針で、これからも進んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤義夫） 2番。

○2番（遠藤勇雄） もう一点、関連しますが、今のお話は承知しました。いずれ待機児童をなくしていただくということでやると。そうしますと、この包括支援センターを利用した待機児童の解消に向けた改修もやると。あわせて、この上にある負担金、交付金、この2つ新たに村立外と在宅子育て、これも結局並行して、同時並行で対応し

ていくということでよろしいか、それ1点伺います。

○議長（遠藤義夫） 村長。

○村長（押山利一） 再度、お答えをいたします。

ゼロ歳児の待機が一番多いので、今回つくろうとしているところは新たにゼロ歳児を受け入れる施設なんですね。今、保育所にあるゼロ歳児の部屋はそのままゼロ歳児を預かるということです。これも保育士の確保次第ということで、ちょっと不確実なところがあります。ただ、来年の4月に待機児童がゼロになるということは見通しとしては現実的に非常に厳しいということもありますし、今年、既にもう待機児童になっている方がおられますので、4月にさかのぼって、今年の4月にさかのぼってこの支援については実施をしたいと。そして、在宅でやっている方に対しても、本当は預かれれば一番いいわけですがけれども、少しでもこういう形で支給をさせていただきたいというふうに考えますので、セットで考えております。

以上です。

○議長（遠藤義夫） ほかにございませんか。8番。

○8番（佐々木市夫） 2点ほどお願いします。

まず最初に、21ページの再生可能エネルギーの件です。

いずれにしましても、今回、一般質問にもあって、いろいろと可能性のある方向性での期待する答弁も聞かれました。今回、補正予算で900万弱の予算をかけて、前に向けて委託料を払うと。いずれにしましても、この村、再生可能エネルギー推進の村と大きなキャッチフレーズを掲げた村ですから、これに限らず、基本的にはもっとももっといろんな角度から推進してほしいと思っているんですけども、まずはこれができるということは大きな期待を持っています。

いずれにしましても、こういう企画も、ほかの企画もそうですけれども、到達目標決めないとなかなかその目標がぶれる可能性はあるということ、常々考えております。ということであれば、この委託料を踏まえて、さていつごろまでこれを委託者に指定しながら、こちらとすればここで完成をして実行に移したいと。もし、そういうことが予定表にあればお聞かせいただきたいと思います。

まず、それを1つ、先にお聞かせしたいと思います。

○議長（遠藤義夫） 再生復興課長。

○再生復興課長（渡辺雅彦） 8番議員さんにお答えいたします。

今後の見通しなんですけれども、10月上旬に一般入札の公告を予定しております。

2週間ほど期間を置きまして10月下旬に開札予定でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤義夫） 8番。

○8番（佐々木市夫） そのことはもちろんですけれども、それを踏まえて可能性として、希望として、期待としてやっぱり先の見通しを踏まえて委託するんだと私は理解しています。ですので、そのことも含めて、もし、そういうことは先の不確定要素なんです、そういうことは考えられないんだと言えればそれは仕方ありませんけれども、あく

までもこちらの強い願いがないと受ける側だって、いろんなこの期限というのは当然ありますから、それは当然つけて発注するんだなというのはわかりますけれども、それも含めて大きな期待、村にあれば改めてお願いしたいと思います。

○議長（遠藤義夫） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（菊地平一郎） 8 番議員さんにお答えをいたします。

排出ガス関係、温暖化による削減目標というのがあります。2030 年、温室効果ガスの排出削減目標ということで、2013 年度比で 40% 減というような目標を国でとっているということで、村もそれに準じた目標設定をして、今回の事業では今現状はどうなっているかというところからの再診断で、計画そのものもございますけれども、その計画を見直し強化を図るというようなこともございますし、新たにどういうふうな削減方法があるかというような、そういう検討、計画も今後行っていくというような計画でございます。

○議長（遠藤義夫） 8 番。

○8 番（佐々木市夫） ありがとうございます。

2030 年、40% 削減、非常に大きな目標で、ぜひそのような達成できるよう、大玉村、それだけやっぱり再生可能エネルギーを含めて、温暖化防止も含めて関心があるし実績もあるんだというような形の村にしていっていただければなと思っております。

もう一つ、先ほどの件で 25 ページですか。今回、工事請負費で森林振興費での例の遠藤ヶ滝の橋補修、残念ながら災害のために橋が壊れてしまったと。いずれにしましても、私も何度か、あのコースが好きで暇があれば犬を連れてあそこに行ったりしておりますけれども、いずれにしましても今回 800 万かけて補修です。

何を言いたいかといいますと、あそこは当然のことながら県の遊歩道 100 選にも選ばれて、非常に風光明媚なところですから、観光ともつなげて、もっともっと PR してほしいなと思います。その下に観光の欄ありますけれども、そういう点では現状のあそこの観光の位置という、どういうふうに考えているのか、今後やっぱりもっともっと啓蒙をすべきだという視点からどのようにそういう企画も含めてあるのか、観光協会とも連携してそういうことも考えているのか、改めてその辺のことをお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤義夫） 産業課長。

○産業課長（菊地 健） 8 番議員さんにお答えをさせていただきます。

ただいま質問されたとおり、遠藤ヶ滝の遊歩道につきましては、去る 8 月 17 日の大雨によりまして、かなり上のほうが雨量が多かったということで、2 年前にも大雨降ったんですが、そのときは何もなかったけれども今回流されてしまったということで、県のほうとも、今までも老朽化、いわゆる床板の劣化、こういったことで利活用協議会の中でいろいろ整備を進めてきたところでございますが、今回の流出を受けて県のほうから交付金を受けまして、一番下のいわゆる木橋ですか、それをかけかえ、あとその遠藤ヶ滝までにもう 2 つ、全部で 3 つあるんですが、上の 2 つも床板がもう

もろくなっているということで、その部分も、ちょっと景観的には本来であれば木を使えばいいんでしょうけれども、木を使えば同じような形での補修が必要になってくるということです、一応エキスパンドメタルという格子状の金網、それを使わせていただいて通れるようにしていきたいと。

観光面からということでございますが、今までも村の観光ということで質問等をいただいております。やはり遠藤ヶ滝というのは写真写りも比較的いいということもありまして、やはり我が本村の観光の中での一番の名所という位置づけはしてございます。そういった意味では、今回、森林環境交付金をいただきますので、そういった部分も含めながら森林とのかかわり、こういったものも前面に出しながらPRに努めていきたいというふうなことで考えてございます。

以上でございます。

○議長（遠藤義夫） ほかにございませんか。3番。

○3番（本多保夫） 1点だけお聞きしますが、33ページの工事請負費なんですが、屋内運動場駐車場整備工事528万9,000円ということなんですが、今現在、立派な駐車場があるような気がします、どの部分を整備するのか、またその緊急性はあるのかどうかをお伺いします。

○議長（遠藤義夫） 教育部長。

○教育部長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

屋内運動場の駐車場の整備工事費であります、施工部分は現在の駐車場に引き続く、現在、碎石が敷かれている砂利敷きの部分でございます。これは屋内運動場工事の際に適正な駐車場の規模ということで舗装部分、これは交付金事業で完了してありまして、それ以外に必要な部分ということで、村の単独費部分で整備をした部分でございます。

運用が始まりまして、利用者の方からの部分の舗装化、それから舗装部分への碎石が入ったり、それから今回芝生化をしたことによってそちらへの碎石というふうなことで、それから現在の時点ですと比較的、不陸整正を軽微に行った上で表層をかけることができるというふうな時期的な部分等もございまして、今回の補正計上とさせていただいたところでございます。

以上であります。

○議長（遠藤義夫） ほかにございませんか。7番。

○7番（鈴木宇一） 21ページの保育所関連なんですが、いろんな議員さんからのこの問題提起がございまして。私もその一人でございますが、今回のこの保育室の改修ということで200万ほど委託されておりますが、これによって、どの程度の待機児童が解消されるのか、まず1点、それから伺います。

○議長（遠藤義夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（溝井久美子） 7番議員さんにお答えいたします。

現在のところ考えているのは、18名のゼロ歳児待機を予定しております。

○議長（遠藤義夫） 7番。

○7番（鈴木宇一） 17人だということでございます。（不規則発言あり）18人か。18でも19でもいいんですが。根本的に今、四十数名ということなんで完全とはいえないということですね。

先ほどの部長、村長の答弁の中でもありましたが、いわゆる財政問題、いろんな問題でやはり分散した新たなところは不可能だということに至ったということでございます。それはそれで一つの考え方だと思うんですが、私はいわゆる今の保育所のあの敷地内、あの建物の中で150名、それから18名だと170名くらいになると。こういう中で果たして健全な育成ができるのかというのが前からの疑問でございます。

それから、幼稚園3年保育ということでやるにしても、新たに増築だ、改築だで、またお金がかかるんじゃないかと、このように思っています。それから、外部に、本村以外に預けた場合はそれなりの補助をこれからもしていかなきゃならないということになればですよ、やはりここは思い切った政策に打って出るべきかなと思っています。

大玉村、子育ての村ということで、人口、微増ではございますがふえております。大玉はいいところだということでございます。しかしながら、ここをしっかりとやっていかないと、今後、人口増というものも望めなくなるんじゃないのかなというような考えを持っているわけです。これは他町村とも同じ考え方だと、非常に厳しいんだということを言われますが、私はこの子育て支援の大玉村、このことによって人口がふえているわけですから、ここはしっかりとやっていただきたいと。金がかかっても仕方ないんです、こういう部門には。もう起債を起こしてどんどんやるべきだと。このことによって議会も村民も恐らく、恐らくですよ、異論はないと思いますよ。なぜ、この決断、大玉村の将来に向かった子育て施設のこの保育所をやっていただけないのか、議会も毎回これ議会報告の中で出しております。ここは思い切った政策に打って出るべきだと思うんです。ひとつお答え願いたいと思います。

○議長（遠藤義夫） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（菊地平一郎） 7番議員さんにお答えをいたします。

現在、計画しております包括支援センターの一部改修によりまして、18名程度のゼロ歳児を入所することができるよう施設を整備するわけですが、これに伴って、ゼロ歳児が待機になっているということで、その兄弟、1歳児、2歳児、3歳児、これらも待機になっているということです。ゼロ歳児18名を預かることによって、その兄弟も待機解消につながると、まずそういう点がございます。

それから、来年度につきましては、保育所につきましては全員預かった場合170名程度にはなるわけですが、今の保育所自体は150名、同じわけです。包括に18名ということで、再来年、30年度からは幼稚園の3年保育が始まるということで、29年度に一部施設整備と敷地造成等を行って、体制を整えた上で3年保育が始まるということで、3歳児が幼稚園に通うようになれば、その分のスペースは確保できるようになるということで、いずれにしましてもゼロ歳児の待機が一番の問題になっておりますので、ただ、全員を預かるというのは保育士の確保等からして、現

実的にはなかなか厳しい部分があるのかなというふうに考えております。

さらに、新たに保育所を建設した場合ということで、概算ではありますけれども検討、試算を行いました。4億円から5億円の費用が必要になるということで、今後の見通し、保育を必要とする、入所する希望者が今後、継続的に続くのか、あるいは一時的なものなのか、5年、10年のものなのか。その辺の今後の経過等もなかなか予想しづらいところではあるわけですが、そういったもろもろを検討した中で、今は当面そういったゼロ歳児の解消を図りながら、幼稚園の3年保育とあわせてそういう保育の現場を充実させたいというような計画が最善かなということで検討をしたところでございます。

以上です。

○議長（遠藤義夫） ほかにございませんか。2番。

○2番（遠藤勇雄） 今の話もっともだと思いますが、最後に村長に伺いますが、その保育所に対する子育て支援に対する思い、保育所のこの待機児童解消、これ村民にとっても、今若い方々にとっても大切な問題だと思います。したがって、村長にこの保育所の待機児童に対する今後の考え方、本当は待機児童ゼロにしてやりますと、こういうふうに私、答弁いただきたいんですが、村長の今後の子育て支援に対する、特にこの保育所の解消について、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（遠藤義夫） 村長。

○村長（押山利一） 2番議員さんにお答えいたします。

ゼロにしますと言いたいのは、これはもう目標、思いは同じです。ただ、何度も言いますが、保育士の確保が非常に難しいという現実があります。だから、ゼロにしろ、ゼロにしろというのは当然私も重く受けとめますし、村民がそう思っている、連Pの集まりなんかでもよくお話をします。お母さん、お父さん方とお話をしますが、パートの方ができれば預けてパートに出たいんだと。ところが点数化すると、やはり預かれないほうに行ってしまうと。そういう生の声もお聞きしながらおりますので、思いはすぐにでもゼロにしたいと。ただ、現実があります。幾ら思いが強くてもゼロにしたいくても現実がありますので、この役場の職員の数を減らしなさいと言われていたときに保育士を新たに採用するということの決断をしたのも強い思いのあらわれだというふうに受け取っていただきたいと。

国のほうもやっと原因がわかったみたいで、ゼロ歳児、1年の育休については給与保障、法律でやっておりますが、これを2年に延ばすという検討をしています。そうしたら、労使ともに何か難色を示していると。日本全体の育児に対する考え方が非常におくれていると、弱いということが日本全体の根本にあります。大玉に限った問題ではないです、これは。逃げるつもりではなくて、これは国の思いの弱さがこういう結果にもつながっていると。

ですから、2年、3年に、公務員はもう2年、3年になっているわけですから、だから一般企業が2年、そして誰もが考えているのは1歳まではお母さんが育てるのが子どもにとって非常にいいんだというふうに言われております。それが、なぜ半年で

預けなきゃいけないのかというのが、やはりそういう会社の関係とか、社会の体制が整っていないということです。本当にゼロにしたいという思いは、村長として子育て支援を担っている者としては強く思っていますので、今回の補正に上げていただいたのも今、精いっぱい、現況の打破をするためにはということです。

それから、3年保育、早くやりたいというのは、やはり先ほど言った一部解消策としては考えられると。大筋は、99%は幼児教育の充実です。ただ、結果として、保育所が3歳児分があくということになると、次の事業展開ができるんじゃないかと。一時預かりとか、そういう検討もできるんじゃないかということで、先を見ながら検討を続けていると。そういうことなので、皆さんの思いと我々の思いは同じですが、大変現実が厳しいということです。これは努力して保育士を探していきたい。

それから、民間保育所、郡山とか福島とか二本松、民間で保育所やっているところを今度回ろうということで、大玉でやってくれませんか。そして少子化です。これは先ほど部長言ったように、10年後に本当にこんなに子どもがいるのかというような、現実的には多分少なくなると思います。行政としては、ふえ続けるんですよ、ふやし続けるんですよということは公約では言えます。口では言えますが、日本全体、福島全体が下がっている段階で、大玉村だけどれだけ努力しても多分子どもの数は将来的には日本全体が減ってくるということがありますから、今、民間保育所を持ってきたときの多分ネックは子どもが減ったときに運営ができないんじゃないかという話が出ますが、それは公立ですので調整ができるだろうというふうに考えているので、小規模保育所、民間保育所もできれば導入していければいいなと、そういう努力もしていきたいということです。

あくまでも考え方は10年後も20年後も大玉村の子どもは減らないということを前提として、今、検討を続けているところでございます。

以上です。

○議長（遠藤義夫） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫）　ここで、休憩のため暫時休議いたします。再開は午前１１時２５分
といたします。

（午前１１時１０分）

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫）　再開いたします。

（午前１１時２５分）

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫）　日程第４、議案第６３号「平成２８年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。１０番。

○１０番（須藤軍蔵）　国保関係については基金等については予備費で対応ということなんで、今回の補正は３１０万ということですが、そういうものを念頭に置きながら経営一本化に向けた段取りというのが進められていると思うんですけども、それらの状況について概要をつかんでいればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（遠藤義夫）　住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好）　１０番議員さんにお答えさせていただきます。

平成３０年度４月より広域化することにつきまして、現在ワーキンググループを立ち上げまして、中通り、浜通り、会津地方、３地方、ワーキンググループを分割しまして、大玉村もそのワーキンググループのメンバーに入っております。こちら約月１回ごとにワーキンググループを開催いたしまして、標準化に向けた検討、それから提言を検討しているところでございます。これらをまとめまして、標準化検討委員会、こちらのほうに提案し、さらに議論を詰めていくというような段階でございます。今後とも３０年の広域化に向けてはさまざまな問題が提案されますので検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤義夫）　ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫）　異議なしと認めます。

よって、これより議案第６３号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫） 日程第5、議案第64号「平成28年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫） 日程第6、議案第65号「平成28年度アットホームおおたま特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫） 日程第7、議案第66号「平成28年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫） 日程第8、議案第67号「平成28年度大玉村介護保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫） 日程第9、議案第68号「平成28年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫） 日程第10、議案第69号「平成28年度大玉村水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第69号を採決いたします。

本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫） 日程第11、議案第53号「平成27年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について」から議案第61号「平成27年度大玉村水道事業会計歳入歳出決算認定について」までを一括議題といたします。

これより付託した決算審査特別委員会委員長から、審査結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長。2番。

○決算審査特別委員会委員長（遠藤勇雄） 決算審査特別委員会報告書。

議長の命によりまして、決算審査特別委員会に付託されました案件の審査結果を報告いたします。

決算審査特別委員会に付託されました平成27年度歳入歳出決算認定議案を審査するため、9月13日に議場において決算審査特別委員会を開催し、全委員出席のもと、総務文教分科会、産業厚生分科会の2分科会を設置して審査することといたしました。

分科会では所管する決算項目、特別会計について、9月14日、9月15日の2日間にわたり慎重審議がなされました。

また、9月15日午後1時30分からの決算審査特別委員会においては、全委員出席のもと、分科会座長からの報告を受け、報告に対する質疑応答を行いました。

以下、分科会ごとの審査結果を報告します。

総務文教分科会に付託されました平成27年度歳入歳出決算認定議案を審査するため、第2委員会室において、全委員出席し、さらに付託事件について説明を受けるため、総務部長、総務課長、政策推進課長、税務課長、教育部長、教育総務課長、生涯

学習課長、会計管理者兼出納室長に出席を求め、分科会を開催いたしました。

当分科会に付託されました平成２７年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について、歳入全般、歳出について総務部、出納室及び教育委員会の所管に関する決算並びに他の分科会に属さない事項の決算、平成２７年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について、平成２７年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、慎重なる審査を行いました。

その結果、総務部については、①自主財源の確保に努めるとともに、決算審査意見書にもあるとおり経常経費の削減に取り組まれない、②ふるさと応援基金については工夫を重ね、さらなる増額に努められたい、③村税収入未済額の解消に取り組み、引き続き村税確保に努められたい。

以上のことをつけ加え、全委員一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたとの報告がなされました。

産業厚生分科会においては、分科会に付託されました平成２７年度歳入歳出決算認定議案を審査するため、第１委員会室において、全委員出席し、さらに付託事件について説明を受けるため、住民福祉部長、住民生活課長、健康福祉課長、再生復興課長、産業建設部長、産業課長、建設課長、農業委員会事務局長に出席を求め、分科会を開催いたしました。

当分科会に付託されました平成２７年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について、歳出のうち住民福祉部、産業建設部及び農業委員会の所管に関する決算認定について、平成２７年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、平成２７年度アットホームおおたま特別会計歳入歳出決算認定について、平成２７年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成２７年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、平成２７年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び平成２７年度大玉村水道事業会計歳入歳出決算認定について、慎重なる審査を行いました。

その結果、産業建設部については、農業の経営安定を図るため、農畜産物の風評被害払拭と安全性確立に万全を期すること。とりわけ、あだたらの里直売所の建設に当たっては、生産者の立場に立ち、早急に進められること。請願・陳情路線、生活道路については、緊急度合いに応じた事務執行に当たること。農業委員会においては、再生された農地の利用推進を図ること。

住民福祉部においては、交通安全及び防犯対策事業に関し、事故・事件が起これにくい環境整備を追求すること。線量低減化事業及びため池除染事業については、住民の不安や苦痛を取り除くために万全を期されたい。保険料等の未済額を減らすべく、税務課と協力の上、徴収率の向上を図ること。保育所においては、待機児童の解消に向け、保育士確保の方策について、より一層努力されることとし、付託された全ての案件について、全委員一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたとの報告がなされました。

これら報告を受け、各分科会座長に対し質疑応答を行いました。質疑はありません。

んでした。

以上、決算審査特別委員会において慎重審議の結果、付託された議案第53号から議案第61号までの平成27年度歳入歳出決算認定議案について、全委員一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、決算審査特別委員会に付託されました平成27年度歳入歳出決算認定議案について審査結果を報告いたします。

平成28年9月16日

決算審査特別委員会委員長 遠藤 勇 雄

大玉村議会議長 遠藤 義 夫 殿

以上です。

○議長（遠藤義夫） ただいま決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

特別委員会委員長報告に対する質疑につきましては、議会の運営に関する基準第97号の規定に基づき、特別委員会委員長に対する質疑を省略することになっております。

質疑を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫） 日程第12、議案第53号から議案第61号までの各議案について、順次討論並びに採決を行います。

議案第53号「平成27年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定するものです。

本案について、特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第54号「平成27年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について、特別委員会委員長報告のとおり認定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５５号「平成２７年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

これより議案第５５号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について、特別委員会委員長報告のとおり認定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５６号「平成２７年度アットホームおおたま特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

これより議案第５６号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について、特別委員会委員長報告のとおり認定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５７号「平成２７年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

これより議案第５７号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について、特別委員会委員長報告のとおり認定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５８号「平成２７年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

これより議案第５８号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について、特別委員会委員長報告のとおり認定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５９号「平成２７年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

これより議案第５９号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について、特別委員会委員長報告のとおり認定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第６０号「平成２７年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

これより議案第６０号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について、特別委員会委員長報告のとおり認定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第６１号「平成２７年度大玉村水道事業会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について、特別委員会委員長報告のとおり認定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

（午前11時49分）

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫） 日程第13、今定例会で付託いたしました陳情第10号及び陳情第11号を一括議題といたします

これより、付託した各常任委員会の委員長から審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。8番。

○総務文教常任委員長（佐々木市夫） 総務文教委員会報告書。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る9月8日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました陳情第10号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」について審議するため、9月8日午後1時30分より第2委員会室において委員全員が出席し、さらに参考意見聴取のため総務部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

陳情第10号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」、陳情内容については、おおむね理解できるものの、今後の動向を見極める必要があることから、継続審議すべきと決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました陳情についての審査結果を報告いたします。

平成28年9月16日

総務文教常任委員長 佐々木 市 夫

大玉村議会議長 遠 藤 義 夫 殿

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤義夫） ただいま総務文教常任委員会委員長の説明が終わりました。

委員長報告に対する質疑を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） 審議大変ご苦労さまでございました。

1点お尋ねをいたしますが、陳情内容等について、今のお話ですと、主に理解はできたけれども、なおかつ継続だというお話でございまして、その継続審議とすべく主たる要因というものは、どんなことがあったから継続になったのかなということについてお尋ねいたします。

○議長（遠藤義夫） 8 番。

○総務文教常任委員長（佐々木市夫） 10 番議員さんにお答えします。

継続審議をすべきとのおおむねの意見というようなことであります。いずれにしても、この陳情書の内容、地方財政の安定を求める、大枠ではそういうことです。大玉にとっても当然のことです。しかしながら、内容によっては今年まだ始まったばかりのトップランナー方式とか、いろんなことでまだ影響なども見きわめなきゃならないということであれば、もう少し我々中身を精査しながら、動向を見きわめながら最終的な判断をしたいということでの継続審議ということでもあります。ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（遠藤義夫） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 質疑がないようですので、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を打ち切ります。

陳情第 10 号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は継続審査です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。6 番。

○産業厚生常任委員長（武田悦子） 産業厚生常任委員会報告書。

議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る 9 月 8 日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました陳情第 11 号「臨時国会で T P P 協定を批准しないことを求める陳情書」について審議するため、9 月 8 日午後 1 時 30 分より大玉村役場第 1 委員会室において全委員出席し、さらに参考意見の聞き取りのため産業建設部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

陳情第 11 号「臨時国会で T P P 協定を批准しないことを求める陳情書」について、慎重審議の上、全委員一致をもってこの陳情を採択すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、産業厚生常任委員会に付託されました陳情についての審査結果を報告いたします。

平成 28 年 9 月 16 日

産業厚生常任委員長 武 田 悦 子

大玉村議会議長 遠 藤 義 夫 殿

以上です。

○議長（遠藤義夫） ただいま産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長に対する質疑を許します。9番。

○9番（佐原吉太郎） 直売所に関することで委員長にお尋ねしたいと存じます。（不規則発言あり）これ、おら言ってなんねえのか。いいんだべ。産業、これに対して、直売所に対して、ちょっと。いいかな議長、これ質疑していいのかな。ちょっと。（不規則発言あり）ああ、そうかそうか。大変失礼しました。あれ、産業。分科会だな。ちょっと間違った。大変失礼しました。申しわけございません。大変失礼しました。じゃ取り消します。

○議長（遠藤義夫） 9番さん、取り消しますか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 質疑がないようでございますので、産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を打ち切ります。

陳情第11号「臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める陳情書」について採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決しました。

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫） 日程第14、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定に基づき、既にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫） 次に、追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）

配付漏れはございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議員発議第4号「臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書について」並びに議員派遣の件について並びに総務文教常任委員会委員長から閉会中の継続審査申出書並びに各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

議員発議第４号並びに議員派遣の件について並びに総務文教常任委員会委員長からの閉会中の継続審査申出について並びに各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出についてをそれぞれの順番に日程に追加し、追加日程第１から追加日程第４として議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、議員発議第４号並びに議員派遣の件について並びに総務文教常任委員会委員長からの閉会中の継続審査申出について並びに各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出についてをそれぞれの順番に日程に追加し、追加日程第１から追加日程第４として議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫） 追加日程第１、議員発議第４号「臨時国会でＴＰＰ協定を批准しないことを求める意見書について」を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。３番。

○３番（本多保夫） 議員発議第４号「臨時国会でＴＰＰ協定を批准しないことを求める意見書について」

地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

平成２８年９月１６日

大玉村議会議長 遠藤義夫 殿

提出者 大玉村議会議員 本多保夫

賛成者 大玉村議会議員 武田悦子

提出先 内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、衆議院議長、参議院議長

内容につきましては、朗読によって説明させていただきたいと思います。

臨時国会でＴＰＰ協定を批准しないことを求める意見書（案）

臨時国会が９月に召集される予定ですが、先の通常国会では、交渉過程を示した資料はタイトルと日付以外はすべて黒塗りで、国民への説明も情報公開も十分ではありませんでした。

その不十分な情報の下での審議ですら、①ＴＰＰ協定には関税の撤廃・削減をしない「除外」規定が一切存在しないこと、②付属書で、日本だけが農産物輸出大国５カ国との間でさらなる関税撤廃に向けた見直し協議を特別に義務付けられていること、③一切手を付けさせなかったという１５５の細目も、品目で見れば「無傷」のものはただの一つもないという事実を、ＴＰＰ担当大臣と農林水産大臣は、認めざるをえませんでした。

これらの内容が「農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが

確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」とした国会決議に違反していることは明らかです。

また、ＴＰＰ１２カ国で国内手続きが完了している国はひとつもありません。特にＴＰＰ協定の発効にはアメリカの批准が必須ですが、アメリカの動向は、両大統領候補がＴＰＰ反対を表明するなど、ますます混迷を深めており、ＴＰＰの発効自体危ぶまれています。このような中で日本が先んじて批准すべきではありません。

よって、臨時国会でＴＰＰ協定の批准は行なわないことを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２８年９月１６日

福島県安達郡大玉村議会議長 遠藤義夫

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（遠藤義夫） 議員発議第４号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫） 追加日程第２、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件については、会議規則第１２７条第１項の規定に基づき議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

本件につきましては、質疑・討論を省略し採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付の議員派遣の件についてのとおりに決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫） 次に、追加日程第３、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

総務文教常任委員会委員長から、委員会において審査中の付託された事件について、

会議規則第75条の規定に基づき、お手元にお配りいたしましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫） 次に、追加日程第4、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、おのおのの記載の事件の調査について、また議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、会議規則第75条の規定に基づき、お手元にお配りいたしましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（遠藤義夫） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（遠藤義夫） 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成28年第5回大玉村議会定例会を閉会いたします。まことにご苦労さまでございました。

（午後1時51分）